

同意を要する事項について

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取り扱いを行うことといたしますが、これらの事項は、いずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

同意の方法は、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、次に列記した事項について、包括的な同意をいただきたく、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

1. 医療費通知(患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知)を世帯単位でまとめて事業主経由で行うこと
2. 出産育児一時金など現金による給付を世帯単位でまとめて事業主経由で支給すること
3. 高額療養費(高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金)を本人の申請に基づかず世帯単位でまとめて事業主経由で支給すること
4. 保健事業に関する補助金を世帯単位でまとめて事業主経由で支給すること

なお、1.の医療費通知については、被保険者本人だけでなく家族(被扶養者)の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方は当組合へご連絡ください。